

## 大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

### 第1 開催日時

令和2年2月12日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

### 第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

### 第3 テーマ

裁判所における防災について

### 第4 出席委員（委員別，50音順）

#### 1 地方裁判所委員

石松久典，岩坪朗彦（家裁委員兼務），空閑直樹，草場淳（家裁委員兼務），高倉セツ子，中田光治（家裁委員兼務），仲摩典幸，西田充男（家裁委員兼務），原口祥彦，山口直子

#### 2 家庭裁判所委員

磯尾俊明，小野貴美子，川井祐二，首藤由美子，生野裕一

### 第5 議事内容

#### 1 テーマについての説明

#### 2 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

□ 本日は，水害対策において検討しておくべき視点・有効なツールと災害時備蓄品について御意見を伺いたい。まず，先ほどの担当者の説明について，疑問点等はなかったか。

◇ 裁判所は，災害時の避難場所となっているか。

● 裁判所は，避難所等には指定されていない。

◆ 避難訓練の説明がなかったが，実施しているのか。例えば，裁判中に災害発生した場合，法廷からどこに避難するのか，避難の指揮は，裁判官が

するのか、書記官がするのかなどの問題があると思う。やはり訓練は必要だと思うが、そのような訓練をしているのか。あるいは計画をしているのか。

- 今年度は、火災を想定した訓練を実施した。庁舎内で火災が発生し、各フロアの地区隊から本部に報告し、本部はその情報を基に職員等を誘導し、裁判所東側駐車場に避難をさせるという内容で実施した。
- ◆ 火災の場合は、外に逃げればよいが、大分市の防災マップによれば、水害時は水深3から5メートルの浸水が予想されることから、庁舎外に出るのか、上の階に逃げるのか、誰がそれを決めるのかなど、火災の時にはない難しさがあると思われるので、水害のための避難訓練が必要ではないか。
- ◆ 水害の程度によって避難の方法も変わってくると思われることから、水害を想定した訓練を実施している会社や組織があればお聞きしたい。
- 大雨などで裁判所に行くことが困難となった場合、利用される方はどのようなことを知りたいと思われるか。また、不安な点はどのあたりにあるか。
- ◇ 水害が発生した場合、予定どおり裁判が行われるのか、延期されるのか。また、自分や自宅が被害に遭った場合は、期日の変更などを考慮してもらえるのか。
- ◆ 水害は、地震のように突発的に起きるものではなく、気象情報などによりある程度想定できるものと考えられる。民事裁判では、裁判所に来ることが難しいような場合は、電話会議による手続に切り替えることが可能である。必ず裁判所に出頭していただく手続は全体の中では多くなく、遠方から来る方については、交通情報等を収集して柔軟に対応しているところである。
- 昨年の豪雨の時は、出張して裁判を実施する予定であったが、日程調整

をし、期日を変更したことがあった。また、期日当日の午後に豪雨が降りそうなので、午前中に変更するかどうかを代理人の弁護士と相談したこともある。

- 期日変更については、柔軟に対応しているところであり、暴風雨の中を無理をして来られて事故にあったり、裁判所に何とかして出てきたが、帰ることができなくなってしまったりしては困るので、無理をしないようにお伝えしているところである。

水害を想定した避難訓練を実施したり、あるいは、参加したことがある方がおられたら、訓練の内容等を御紹介いただきたい。

- ◇ 市役所は、災害から市民を守る立場であるので、避難所を設けたり、災害時に職員がどのような行動をとるかの避難訓練を実施している。また、庁舎で火災や地震による影響が出た場合の訓練を各年1回実施している。そのほか、水害や台風を想定し、避難所をどのように開けるかの訓練を行ったり、年に1回各部局で、雨が降り川が氾濫したとの想定で、職員がどのような行動を取るのかという机上訓練やファクシミリや電話機を使って各避難所と連絡をとる訓練を実施している。あとは、全体で災害対策本部会議を立ち上げ、机上訓練をしたり、不定期に実地訓練をしたり、双方を組み合わせて実施している状況である。

- ◆ 検察庁は、大分法務総合庁舎の6階から上にあることから、浸水等は想定していないが、地震による大津波警報が発令されたとの想定で、職員や来庁者に5階以上に上がってもらうという避難訓練を実施している。

そのほか、身柄拘束されている被疑者等はどのように避難をするかという訓練をしている。

- ◆ 河川の状況を大分市や大分県はどのように情報を収集しているか。
- ◇ 私の所属する部署ではないことから、正確なことは分からないが、気象

台や国土交通省とホットラインを繋いでいると聞いている。河川情報は逐次、市役所の担当部署へ入ってきており、河川が氾濫した場合は、その情報を速やかに市民の方々へ知らせようになっている。

◇ 大分県においても、気象庁や国土交通省のライブカメラ映像で河川情報を収集している。どの河川がどの程度の水量であるかは、リアルタイムに近いものを確認できる状態である。特に、日田地域、竹田地域は河川の氾濫危険地域であることから、防災担当職員も注意をして確認している。

◆ 河川情報は、スマートフォンや携帯電話で入手できるのか。

◇ 県民安全・安心メールへ登録をすると、大雨や洪水などの気象警報や津波警報・注意報、避難勧告・指示といった情報をメールでお知らせしている。

◆ 県民安全・安心メールは、ホームページから登録できるのか。

◇ 大分県のホームページから登録することができる。

□ 国土交通省の河川のライブカメラ映像はどのような方法で見るといいか。

● 裁判所では、パソコンから閲覧しており、カメラの映像をリアルタイムで見ることが可能である。

□ ライフラインの不具合により、当事者が裁判所に連絡できない、または、裁判所が当事者に連絡できない事態も想定されるが、どのような対応を取ることができるかについて、御意見を伺いたい。

◆ 災害等で期日変更を行うこともあるが、電話も繋がらない場合に、それをどのように当事者に連絡するかは難しい問題である。

□ 裁判官は、それぞれ独立して職権行使を行うことから、それぞれの判断で期日変更するのが本来であるが、裁判官全員で合意の上、申し合わせをすることは可能である。当事者の方や代理人の方は、近くに住んでいる方もいれば、東京など遠方から来る方もいるので、個別に柔軟に対処をする

ことになる。裁判所のウェブサイトには、「大雨の影響により来庁が難しい方は、遠慮なく各裁判所へ御連絡ください。」や「無理をしてお越しいただく必要はありません。」などの記事を掲載してお知らせすることがある。

裁判所が気象情報等を入手するウェブサイトは先ほど御紹介したが、この他に情報の入手先や入手方法について、何か御存知の方がおられたら、紹介していただきたい。

- ◆ 自治体作成のハザードマップは有効なツールであると思うが、地域的な問題を共有するなどの作業をしているところはないか。
- ◇ 大分市では、洪水ハザードマップを市民の方々へ全戸配布している。  
「わが家の防災マニュアル」や事業所向けの「職場の防災マニュアル」の中に洪水や津波のハザードマップを掲載し、自宅などがどのような場所にあるのか把握して避難行動をとってもらうようお願いをしている。なお、大分市のホームページにも掲載している。
- ◆ 大分市では、「大分市洪水ハザードマップ」が配布されており、浸水想定区域や浸水の深さなどの情報が掲載されているので、有効なツールと考える。
- ◆ 津波や洪水が発生し、裁判所の周りの水位が3メートル程度になった場合に、どこに避難するのが適当であるか。
- ◇ 時間に余裕がない場合は、ビルの高いところに避難することになるが、津波避難ビルの登録をし、表示をしている所もある。また、大分市役所の本庁舎へ避難することもできる。
- 最初に当庁の安否確認の方法を紹介したが、皆様の所属の機関での安否確認等の方法や、改善についてのアドバイスをいただきたい。
- ◆ 大分県弁護士会には、東日本大震災後に設置された災害対策委員会があり、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を用いた安否確認の方法を策

定していた。約160人の会員へ利用するよう使用方法を配布しているが、現在まで一度も使用したことはない。大分のような小さい弁護士会であれば、メールやファクシミリを利用し、被災の状況を回答してもらおう方がいいのではないかと話をしているところである。昨年の佐賀県での豪雨の時に、佐賀県弁護士会はメールやファクシミリを利用し、被災状況の回答をしてもらったようであり、十分に対応できたようである。

- ◇ 大分銀行では、セコム安否確認サービスのメール登録をしており、災害時に家族の安否確認や通勤がどの位で可能かを発信してもらおうようにしている。不定期ではあるが、3か月に1回程度は訓練を行っている。メールの確認ができない場合は、個別に管理者から電話を掛けるなどして全体の状況を掌握できるようにしている。
- 裁判所では、災害発生への恐れがある場合、または、災害が発生した場合、第1に来庁者の安全確保を、第2に裁判事務の継続を、第3に庁舎の機能維持を図ることを考えている。この他に必要な視点があるかを伺いたい。
- ◆ 裁判所の庁舎の機能を維持することについて、データをどの様に保全するか、裁判所の庁舎を避難場所にしてよいのかを考える必要がある。弁護士会館は公益を守る仕事をしている場所であるから、原則として避難場所として使用せずに機能を維持して行くよう考えている。裁判所も非常事態であっても機能を維持できるようにすることが大切だと思う。
- 裁判所も同じ問題を抱えていると思われる。多くの避難者が訪れた時には、プライバシーが多く含まれた訴訟記録を管理することが難しくなるし、法廷を開くことも難しくなってしまう。災害発生時には近隣の官庁や自治体との連携も重要であるし、参考となる情報はお互いに提供しあうことが大事であると考えている。

次に、災害時備蓄品の中で真に必要なものは、どういったものが考えら

れるか。また、整備するに当たって、どのような視点で品目の選定等を行うべきであるか意見をいただきたい。

- ◇ 大分銀行では、裁判所で整備している物とは別に、ラジオや防寒シート、避難時に重い物を動かすためのバールを整備している。食料品としては、乾パンを整備している。
- ◇ この裁判所がある場所では、3メートル前後の浸水が予想されていることから、浸水を防ぐための、土のうや防水シートが必要であると考えます。
- ◆ 食料品は、職員と来庁者が7日間生活できるよう準備をしている。全国の検察庁で、たためるヘルメットを職員用として整備しているが、来庁者用がない状態である。停電の際、非常用電源はあるが、切れてしまうので、発電機を準備しているが、いざという時に動かないかもしれないので、日頃から使う練習をしておかなければならないと思っている。
- 全般を通じての御意見、御質問等はないか。
- ◆ 弁護士会において、災害時のマニュアルを作成しているが、課題の一つとして、データの管理があるが、浸水に備えて高い階に設置した方がよいのではないかと考えている。裁判所等はどのような対応をしているか。
- ◇ 行政の情報やデータについては、東日本大震災後に、東日本の一か所、西日本の一か所の計2か所に保管していると聞いている。
- ◇ 銀行でもデータが非常に多いことから、2、3か所で別々に保管している。銀行内のデータについてはバックアップを作成しているが、被災に強い地域にデータセンターを作る企業が出てきていることから、そのような企業に依頼することも考えなければならない状況になってきている。
- 裁判所のシステムの多くは、センターサーバー方式をとっているため、センターでバックアップを取っている状況である。
- ◇ 水害といえば、今年の台風19号が非常に印象的であり、気象庁は当初

は伊豆地方や南関東地方に進路をとると予想していたが、広範囲に雨を降らせ各地に甚大な被害をもたらした。台風は進路などを予想できると思いがちであるが、必ずしも予想できるとはいえないので、今回はよい教訓となった。報道機関も情報の収集に苦勞しているが、大雨で河川が氾濫しそうな時は、国土交通省大分河川事務所に記者を張り付けて情報を取り、放送に活用する態勢をとっている。そのほか、総務省のLアラートがあり、災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局やアプリ事業者等の多様なメディアを通じて、必要な情報を迅速かつ効率的に伝達、配信するシステムである。避難情報や給水所の情報を流しているのも、裁判所の開廷情報等をLアラートに掲載することも有用なのではないか。また、大分県警記者クラブに情報を流してもらえば、裁判所の開庁状況や開廷情報も放送することができるので、活用していただきたい。スマートフォンやアプリ、SNSを利用しない高齢者には、いろいろな情報が入らず、一番の情報被害に遭っているといえるので、どれだけ多くの人に対して、どれくらい多くの情報を流すことができるかが重要になると思っている。

避難場所の提供については、熊本地震の際に、他の避難所に入れない住民が熊本朝日放送のロビーなどに入ってきて、帰っていただくのに大変苦勞したと聞いているので、住民が来られたときにどうするのかを事前に決めておくことが大切である。大分朝日放送では、社屋には避難住民を入れないことにしており、屋外の広場を開放することとしている。

また、事前に防災マニュアルを作成しており、毎年、定期的に見直しを行っている。防災マニュアルは、水害、地震、津波、原発事故とジャンルを分けて作成しており、安全管理者を責任者として置き、職員の安全や体調を管理するようにしている。

## 第6 次回期日等について

1 日時

令和2年9月16日（水）午後1時30分から

2 テーマ

裁判手続等における秘匿情報の取扱い（個人情報の保護）について

3 場所

大分地方裁判所大会議室